

令和3年斜里町議会定例会 9月定例会議 会議録（第3号）

令和3年9月17日（金曜日）

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第31号 令和3年度斜里町一般会計補正予算（第3回）について
- 日程第 3 議案第32号 令和3年度斜里町公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）について
- 日程第 4 議案第33号 令和3年度斜里町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）について
- 日程第 5 議案第34号 令和3年度斜里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について
- 日程第 6 議案第35号 令和3年度斜里町病院事業会計補正予算（第2回）について
- 日程第 7 同意第2号 斜里町顕彰委員会委員委嘱の同意を求めることについて
- 日程第 8 同意第3号 斜里町公平委員会委員選任の同意を求めることについて
- 日程第 9 同意第4号 斜里町教育委員会教育長任命の同意を求めることについて
- 日程第10 同意第5号 斜里町教育委員会委員任命の同意を求めることについて
- 日程第11 発委第3号 斜里町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第12 意見案第6号 高温・干ばつによる農作物被害への対策を求める意見書（案）
- 日程第13 意見案第7号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書（案）
- 日程第14 意見案第8号 鉛弾の使用、流通や所持の禁止を求める意見書（案）
- 日程第15 意見案第9号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）
- 日程第16 議案第36号 令和3年度斜里町一般会計補正予算（第4回）について

◎出席議員（13名）

- | | |
|-------------|--------------|
| 1番 今井千春 議員 | 2番 小暮千秋 議員 |
| 3番 久野聖一 議員 | 4番 山内浩彰 議員 |
| 5番 佐々木健佑 議員 | 6番 木村耕一郎 議員 |
| 7番 櫻井あけみ 議員 | 8番 宮内知英 議員 |
| 9番 久保耕一郎 議員 | 10番 若木雅美 議員 |
| 11番 海道徹 議員 | 12番 須田修一郎 議員 |
| 13番 金盛典夫 議員 | |

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

馬 場 隆	町 長
北 雅 裕	副 町 長
岡 田 秀 明	教 育 長
宮 山 貢	代表監査委員
増 田 泰	総務部長
高 橋 佳 宏	民生部長
茂 木 公 司	産業部長
芝 尾 賢 司	国保病院事務部長
馬 場 龍 哉	教育部長
伊 藤 菜穂子	会計管理者
松 井 卓 哉	企画総務課長
鹿 野 能 準	財政課長
高 橋 正 志	ウトロ支所長
南 出 康 弘	環境課長
鳥 居 康 人	総務部参事
武 山 和 人	住民生活課長
玉 置 創 司	保健福祉課長・新型コロナワクチン接種推進室長
鹿 野 美生子	こども支援課長
伊 藤 智 哉	農務課長
森 高 志	水産林務課長
河 井 謙	商工観光課長
荒 木 敏 則	建設課長
榎 本 竜 二	水道課長
武 山 和 史	国保病院事務次長
菊 池 勲	生涯学習課長
村 上 隆 広	博物館長
佐々木 剛 志	公民館長
大 野 信 也	図書館長
村 上 和 志	選挙管理委員会・公平委員会事務局長、監査委員書記

◎議会事務局職員

平	田	和	司	事務局長
竹	川	彰	哲	議事係長
鶴	巻	美	奈	書記

午前 10 時 00 分再開

●金盛議長 おはようございます。会議の前に議員の皆さまにご報告をいたします。

先に配付しておりました町政報告のうち、農作物の作付面積の資料に誤りがありましたので、議席に配付しております。錯誤の内容について担当部長から申し出がありますので、説明を求めます。茂木産業部長。

●茂木産業部長 ただ今、議長のお取り計らいをいただきまして、議員の皆さまには、再開前の貴重な時間、ちょうだいしまして、申し訳ございません。

今議長からのお話もありましたとおり、9月定例会議初日の町政報告において、資料1として添付をいたしまして配付させていただきました、令和3年度農作物作付面積、この表に誤りがございまして、改めて訂正後の資料を再配布させていただいております。相違があった箇所についてでございますけれども、令和3年度、令和2年度の作付面積に誤りはございませんものの、比較をする前年度比、この率について誤りがございました。

原因につきましては、計算誤りという極めて初歩的な、ヒューマンエラーでございますけれども、点検不足であることが全てでございます。所管する部長としてお詫びを申し上げたいと思います大変申し訳ございませんでした。

以後、気をつけてまいりますので、何とぞよろしくお願いを申し上げまして以上、ご説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

◇ 開議宣告 ◇

●金盛議長 改めまして、おはようございます。散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

◇ 会議録署名議員の指名 ◇

●金盛議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、久保議員、若木議員を指名いたします。

◇ 議長諸般報告 ◇

●金盛議長 諸般報告をいたします。本日、宮内議員より、遅れる旨の届けがありました。

以上で、諸般の報告を終わります。

◇ 議案第31号から議案第35号 ◇

●金盛議長 日程第2、議案第31号、令和3年度斜里町一般会計補正予算（第3回）について、から日程第6、議案第35号、令和3年度斜里町病院事業会計補正予算（第2回）について、までの5件を一括議題といたします。

はじめに、議案第31号から議案第34号までの説明を求めます。鹿野財政課長。

- 鹿野財政課長 （議案第31号～35号 内容説明 記載省略）
- 金盛議長 次に、議案第35号について、武山病院事務次長。
- 武山病院事務次長 （議案第35号 内容説明 記載省略）

◇ 議案第31号 質疑 ◇

●金盛議長 内容説明が終わりました。はじめに、議案第31号について質疑を受けます。ご質疑ございませんか。久保議員。

●久保議員 歳出の新型コロナウイルス感染症対策事業費について伺います。斜里町の接種については全道、全国的にも大変評価を受けたわけですが、接種体制、いよいよ厚労省も3回目ということをどうも決めたようなのですけれども、これについては、2回目が終わった後の課題なんかも解決しながら進めていくだろうと思うのですけれども、その辺の体制についてはどうなっていますか。

●金盛議長 玉置保健福祉課長。

●玉置保健福祉課長 ただ今の久保議員、3回目の部分についてのご質問というふうに承っておりますけれども、今、現時点で新聞報道でありますとおり、昨日、厚労省のほうで審議された内容としましては、8カ月後、2回目の接種から8カ月経った方を対象にしていくというような内容で審議をされているというふうに伺っております。そうなりますと、斜里町の場合ですと4月から医療従事者が接種をして、5月から高齢者が優先接種を受けたと、8月まで一般接種がかかっていると、今現在も国保病院で個別接種を行っておりますけれども、集約をしていきますと大体9千人ぐらいの接種が必要になってくるというふうに考えております。

それでいきますと、その9千回ということだけでいうと、大体5週間ぐらいで接種できるというふうに、今、この集団接種の体制でいくとなるのですけれども、それでいきますと、ただ8カ月という要件が合わなくなってくるので、また来週、厚生労働省のほうでウェブ会議が予定をされています。その中で一定程度情報共有がされるものだというふうに思っておりますし、今後とも情報が出てくると思いますので、その情勢を見ながら対応していければというふうに考えています。

●金盛議長 久保議員。

●久保議員 わかりました。もう一つは、接種証明書ということがちょくちょく出ているのですけれども、今後この接種証明書によるいろいろな割引というのですか、観光に関していろいろな面で対策が出るということがほぼ決まっているようなのですよね、町としてその接種証明書の扱いというのは、国とはどのような中でやるのか、教えてください。

●金盛議長 玉置保健福祉課長。

●玉置保健福祉課長 ただ今のご質問でございますけれども、接種証明の、ワクチンパスポートのほうの部分から説明をいたしますと、恐らくは7月に一度、厚生労働省のウェブ会議がありまして、そちらのほうでパスポートに関しては渡航の目的に限るということで、ワクチンパスポートの発行をしてくれということで、今現在、町でも恐らく、私が記憶している中では2名ほど渡航されるということがあって、申請があったかと思っています。ちょっと数字が、現時点正しいものかというのは後ほど確認させていただきますけれども。接種証明書につきましても、こちらのほうも情報がまだまだ国や道だとか、新聞報道でも出ておりますけれども、来週また同じような名目でウェブ会議がありますので、そちらまでは具体的な事案というののもまだ出ていないような状況ですので、そちらを含めて考えていかなければならないかなというふうに思っております。

●金盛議長 久保議員。

●久保議員 ぜひ早く情報というのは、うちのホームページを見ても、まだそういうことが出ていないので、しかし、一般報道のほうはどんどんこう政策、対策が出てくるような情報が出ていますので整理をして早めに情報提供していただきたいと思います。

最後ですけれども、ホームページを見ますと1回目と2回目の接種率に差があるのです。接種者をぱっと見ますと6人から18人ぐらいの差があるのですけれども、この人たちは2回目を受けていないということは、いろいろな事情があると思うのですけれども、その辺の課題については把握しているのでしょうか。

●金盛議長 玉置保健福祉課長。

●玉置保健福祉課長 1回目と2回目の差についてということで、私のほうで今押さえている数字でいきますと、9月14日現在の数字でも全体の総数に対して、1回目をうった方というのが8953人。2回目をうった方が8781人ということで、全体で言いますと159人の差がございます。これから国保病院のほうで個別接種される方を除いたとしても、まだまだちょっと差があるのです。そこについては、私に対応したケースで言いますと、高齢者の接種の方でも、1回目を打ってやめたいという方も数件ありました。3人ぐらい記憶をしております。それは副反応が強かったという方がいらっしゃるのと、あとは、転入や転出の関係で、1回目だけうって2回目どこかでだとか、1回目は別でうってきて、2回目だけ斜里でという形の方がいらっしゃるというのも重々承知をしています。

今のところ、まだ私が聞いたケースでいうと、今現在、治療していて10月以降でないとうてないという方もいらっしゃるということで、もう一回町のほうで接種しなければならないかなということで、10月の接種も今検討しているところでございます。詳しくはまた、ほっとメールやホームページ、新聞チラシで周知できるかと思いますが、詳細が決まりましたら、またお知らせさせていただきたいと思っています。

●金盛議長 ほか、ありませんか。若木議員。

●若木議員 補正予算書の12ページ総務管理費、1目、一般管理費の庁舎維持管理事業

費のことで、こちらのほうにつきましては、今までの体制が変わるということで予算が計上されているのですが、この方法の中で携帯を3台持って対応するという事になっていますが、すいません先に、代表電話にかけたときに案内によって三つの携帯電話にかけ直してくださいというような案内になるというふうに聞いているのですが、やはりその緊急の場合で電話を夜間にかけるような場合だと、携帯電話番号が長いので、とても手間がかかる、緊急があつて電話をかける方には、すぐにつながりづらい環境になるのではないかなと思うのですが、これについてはさまざまな形で番号を押せば、そちらに飛ぶだとか、そういうシステムも今現在あると思うのですが、そういうものにすべきではないかと思うのですが、そのような検討はされてきましたでしょうか。

●金盛議長 松井企画総務課長。

●松井企画総務課長 確かに予算では3回線ということで計上させていただいているところでございますけれども、いわゆるどういうふうに電話を、携帯のほうにつないでいくかというところで、プッシュ回線でそのままつながるだとか、番号を押すだとかいろいろな部分があるということは十分承知しております。予算上3回線としておりますけれども、そこも含めてより緊急性を、夜間の電話ですから緊急の電話であろうということも承知しておりますので、その辺はまた検討の中で、改善を含めて変わる部分もあろうかというふうに考えております。

●金盛議長 若木議員。

●若木議員 できれば緊急性があつて、電話をかけた方がより早くつながりやすい環境がいいと思いますので、検討がされるのであればそのような方法を強く、私はあつたほうがいいと思います。

また、今台数、携帯が3台ということだったのですが、これまでの説明の中で聞いてきた中では、回数的には非常に少ないのだというお話を聞いてきましたので、この携帯電話を当番というのですか、当たった方は、担当者につなぐだけの仕事だということも聞いていますので、その分であればこの対応についても3台ではなくて、もしその携帯電話対応でつながるのであれば1台でもいいのではないかと思うのですが、そのような検討というのはどのような形で3台と決めたのか、説明してください。

●金盛議長 松井企画総務課長。

●松井企画総務課長 予算の最初の計上でいろいろな、どの目的でかけるかという部分もあつて3回線というところの予算ということで計画しているところでございます。確かに実際にどれだけの数というところだとか、そういったところも含めて、そこは回線を、例えば1回線にするだとか、そういったところも当然あろうかと思ひます。

●金盛議長 ほか、櫻井議員。

●櫻井議員 関連といえばよかったです。すいません。今、若木議員が質問した部分、私も本当にそのとおりだと思います。以前の中身の説明を受けたときに、同時に非常に煩雑

になる。要するに携帯電話を押す、番号を押すということが大変ということと、あとは、非常に間違い電話につながるのではないかという危惧があります。説明を受けたときには、今後もそのやり方というのは考えていくというお話でしたけれども、今言ったようにもう少し今のシステムの中で電話回線、電話の機材システムの中で簡潔に解決できるようなものではないかというふうに思っておりますので、ぜひその使う側の立場に立った夜間、若木議員もおっしゃったように、緊急性という部分の中ではスムーズにつながることに、それと先ほど言っていた携帯電話の間違いというのが非常に今多くなっているということ、それが行政発信の部分になってしまうと、なかなか大変ではないかなというふうに思いますので、ぜひそういったところ、細かな部分で使う側にとって、電話する方々にとって一番安心に使える、そしてきちんとつながるという部分を考えていただきたいと思います。ですが、いかがでしょうか。

●金盛議長 増田総務部長。

●増田総務部長 若木議員、それから櫻井議員から今ご意見をいただきましたけれども、これまでも常任委員会、それから会派説明等々も同様のご意見をいただいております。また職員の中からもその辺り、同様の意見が出ておりました。そういうことで、いわゆる番号を公表して、その番号にかけ直していただく形ではなくて、また回線数も予算上三つ、3台分、提案させていただいておりますけれども、一回線でそのまま転送されるような形のほうが町民の方にもご迷惑をおかけしないかなというふうに考えておりますので、今そのような方向で考えております。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 庁舎の維持管理事業費の、今回の庁舎閉庁のことにに関して伺います。昨日も全協の質問の中でだったと思いますけれども、まだ労組とのやりとり、職員の方がこれを実施する形での職員体制の中で、いろいろと協議が続いているというお話でした。この業務の中身に関しての、例えば協議というか、課題として残っているのは。それとも今回のこの業務が増えるということで、これは最後のほうのページの職員給与費に今度はかかってくるのかなのですけれども、そこでの手当、要するに待遇という部分に関わるのかなのでしょうか。どちらのことで、まだ協議が続いているというお話なののでしょうか。

会派で説明を受けたときには非常に好意的に、積極的に対応してもらっているということ伺っていましたので、私自身はもう既にしっかりと決着がついているという形で思っていましたので、今回の質問をさせていただきます。

●金盛議長 答弁保留のまま、暫時休憩といたします。再開を11時15分といたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時15分

●金盛議長 休憩を解き会議を開きます。保留中の答弁から、増田総務部長。

●増田総務部長 運用面、特に運用面においていろいろ職員のほうからも、あとアイデアをもらっております。

一番大きな部分でその部分を詰める、なかなか時間が今とれていないということで、この後、精力的に協議を進めて運用面の部分を固めていきたいと思っております。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 ぜひうちの町の庁舎の維持管理という中では大切な部分だと思いますので、丁寧な形で受ける側、そしてその運用面というのが非常に私もネックだと思います。先ほどから言っていますように、ちょっと見ると私がその職員の役割になったときには、ちょっと困るかもしれないなと思いますし、逆に掛ける側になったときには非常に、これはちょっと嫌だなという思いがしましたので伺いました。

もう1点、コロナに関連する部分で伺います。14ページなのですけれども、コロナウイルスの感染対策という部分では、今いろいろな対応が取られて、うちの町でもワクチンの接種率も非常に高いというふうになっています。

一方で高校生、私が聞いた部分では、あるいは調べた部分では高校生に対しての部分が多かったのですけれども、高校から就職する、あるいは進学するといったときに、もう今その活動は始まっていますけれども、受け入れ先、要するに面接なり、そういった部分で、ウェブでやっているところは別なのですけれども、そうではなく自分で出向いていかなければならないところが随分増えているそうです。そうした中でワクチンを接種している、していないに関わらずというのはワクチン接種であっても、また、その感染という部分がございますので、ワクチンの接種をしていた、していないだけではなく、一週間前後の検査を受けてくるというのが、条件になっているというところがあるそうです。

斜里の場合でしたら斜里高校の子どもたちが、その部分で独自で検査を受ければ結構高額な部分になります。町によってはそういった部分で助成しているところもあるのですけれども、斜里町の場合そういう高校生の就職、あるいは進学に関して、そういった検査が必要とされている場合、行くに当たって、何らかの対応などは考えられているのでしょうか、伺います。

●金盛議長 玉置保健福祉課長。

●玉置保健福祉課長 高校生の就職や進学に関する問題の、私からはワクチンの部分ということで、答えさせていただければと思います。検査のほうは病院でもやっていますけれども、今現在もう、実は先日も高校生の親御さんから連絡があって、今、留学されている方もいらっしゃるが、接種券はあるのだけれども打てなかったもので、いつ打ったらいいのだろうという相談が、8月や7月に本当は打てればよかったのですがそれを逃してしまったということで連絡が来ていまして、先日、国保病院のほうで調整をしたところです。

先ほど久保議員のご質問でもあってご説明をしたとおり、10月に入って何とか打つ機会があればというふうに考えておまして、今、お医者さんや看護師さんを含めて調整をしているところです。ですので、まずは検査というのはお金が掛かるとしますので、ワクチンですとお金は無料で調整ができるものですから、そちらのほうの機会というのも周知をしていながら考えていければなということを、今思っておりました。ちょっと回答になっているかどうかわかりませんが。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 私の質問の意図がうまく通じていないようですけれども、受け入れる企業、あるいは大学、専門学校、先ほど久保議員が質問されていたように、接種体制、三回目という部分は考えられることです。ワクチン接種後のやはり感染者、あるいは保菌者、保菌者でいいのですか、それを持っている、症状は出ないけれどもという部分の情報が非常に多くなっている。

要するに就職先、あるいは学校によってはワクチンを接種している、していないに関わらず、それに合わせて面接に来るときに3日前に接種だとか、4日前に接種という部分の接種、ごめんなさい、検査です。陰性という部分を確認してきてくださいというところが結構出てきているそうです。

斜里の高校生が今そういった部分でなっているのかもわからないのですけれども、実際北海道内の高校に行っているお子さんがそういった形で、まずその町には、助成というか無料で検査を、そういう場合はしてくれるという事業に取り組んでいる町だったので、何ともなかったのですけれども、そういった体制をうちの町は取れませんか、取ったほうがいいのではないかと思いますので、質問させていただいています。

●金盛議長 菊池生涯学習課長。

●菊池生涯学習課長 ワクチン接種していただくということはお願ひして、推進していくということは変わらないのですけれども、これは強制ではないので、それぞれの事情もありますから、それぞれの判断に従って接種はされていくものだと思います。

その中で感染状況を確認するためにということで就職先や進学先での面接ですとか、そういったときにそういう検査が必要かどうかという対象になっているかどうかというところも踏まえて今後、高校とまだそういう話は出てきておりませんので、状況等を確認しながら連携して、できる限りのことはしていきたいというふうに思っています。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 実際に知っているところの子どもさん、あるいは今回、その話を聞いて調べたところによりましたら、先ほどの、ワクチンを接種している、していないに関わらずという部分なのです、結局。2回接種していても、もう感染されている方もいらっしゃるということを念頭に置いてのそれぞれの学校、あるいは就職先の対応だと思うのですけれども、あくまでもその検査が必要という部分で言っているというところがございました。

一人の方は3カ所のうち2カ所はそれが絶対必要だったということで、しかも日にちが違う面接だったために、一カ月遅れという形での対応をとらなければならなかったという部分では、斜里町に住民票はなく、今の学校のあるところに移していますから、その学校、高校の対応でそういうことが、お金が掛からずに済んだ。

斜里町の場合はどうなのだろうということと、あとはそのほかの方々が、何人かの親御さんから、今後も続くのであれば、こういった問題が続くのであれば、そういう検査といるのが必要になってくるけれども、町の支援体制というのはないのですかという質問でしたので、今伺いました、いかがですか。

その辺、具体的に今後調べていく必要があると思いますし、そういう対応を町としては斜里高校の生徒が、それによって結構金額的に負担がかかる部分ですから、そういった対応がとられる考えというのは今後持っておいたほうがいいのではないかと思いますので、いかがでしょうか。

●金盛議長 馬場教育部長。

●馬場教育部長 先ほど生涯学習課長からも答弁がありましたけれども、まずは今、櫻井議員のほうからいただいた情報を踏まえまして、今後、全国的にどのような状況にあるのかというのをまず調べた上で、対応を検討させていただきたいなというふうに考えております。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 もう一点、コロナウイルス感染症対策に関して伺います。コロナの影響によって斜里町では、1歳から小学校6年生を対象に行われている集団でのフッ素が中止になっています。

昨年の状況と今年の状況を伺いたいのですが、昨年は中止になったあと6カ月以内という部分で推奨している、6カ月置きにフッ素塗布を行いましょうという推奨の中で、去年の状況はどうだったのでしょうか。合わせて今年の部分も教えてください。今年はまだ、9月で未定という形で広報の中ではなっていますが、その辺はどうなっていますか。

●金盛議長 菊池生涯学習課長。

●菊池生涯学習課長 まず小学生、中学生のフッ化物洗口の話になってしまいますけれども、そちらのほうの状況で、昨年度やはりコロナの関係で控えていたという状況がありました。それで夏休み以降、再開したというところで進めていたのですが、今年になって、またコロナの状況、感染状況がありましたので中止を今のところしていますけれども、徐々に各学校で再開しているという状況でございます。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 今年はもう各学校で再開されているのですか。

●金盛議長 菊池生涯学習課長。

●菊池生涯学習課長 再開している学校と、再開していない学校があるというふうに確認しております。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 そういったフッ素塗布、6カ月置きにフッ素の塗布という部分を推奨している部分ですけれども、定期的に行うと効果が期待できますということで進めているはずで

す。

もしもこういう部分の学校でやるのが中止になったときに、もう6カ月も過ぎている、あるいは結構時間が経っているというときに病院に行った場合、この要因でフッ素塗布をしてもらうという部分の費用に関してはどのように対応されているのでしょうか。

●金盛議長 玉置保健福祉課長。

●玉置保健福祉課長 個別の医院さんに行かれた場合については、自己負担というふうになっております。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 予防という観点で非常にいくつかの私たちの町では取り組みをしていますけれども、それがコロナでできなかった部分という中では、この予防に関するフッ素塗布だけが予防を防止するものではないと言いながらも、これは全国で実施されている予防対策だと思います。そういった部分、このフッ素塗布は実は保険適用にはならない、医師会では保険適用にならないものでありますので、その辺も考慮しながら今後こうした形で定期的に行われている、6月、9月、12月、3月の3カ月ごとに行われているフッ素塗布という部分を、今後もどのようになるかわからない中、町がしっかりと予防、虫歯にならない前の予防に対して力を入れているのであれば、そのできない部分の補助に関して、しっかりと対応していかなければならないとは思いますが、いかがでしょうか。

●金盛議長 玉置保健福祉課長。

●玉置保健福祉課長 保健福祉課の中でも確かに議論、去年の段階で実はございまして、検討は今も継続といいますか、どういうふう to どのような方法がとれるだろうというのはシミュレーションをしながら考えてはおります。

ただ実際、櫻井議員がおっしゃったように、それだけが予防の、一つ予防にとってこれが一番だと、絶対だということでもないというところもあって、その中でちょっとまだ施策がうてないというところがございます。ただ、今後のコロナの進行具合や変異種の部分も出てきますので、それに向けて継続して検討していかなければならないというふうに現時点では考えております。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 何でもそうなのです。これだけで予防にはならないというのは、それは当たり前ですけれども、町としてこれを実施しているわけです。そしてそれを定期的にきちんと受けているお子さんがいると思います。その方々がどういう形だという今の対応です。

昨年からおそらくこの問題はいくつか出ていたというのも承知しています。私はしっかりとした対応が行われるべきものというふうに捉えていますので、ぜひ2カ月、3カ月、まだ3カ月しか経っていないから、あと3カ月ぐらい大丈夫と捉えている方もいらっしゃるでしょうし、毎回この塗布をしている方もいらっしゃると思います。

それぞれのご家庭で、自分の子どもが病気にならないように必死に予防対策でこれを使っている方もいらっしゃると思いますので、そういった対応は町として責任を持って考えていっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

●金盛議長 高橋民生部長。

●高橋民生部長 コロナ禍の部分での受診、それから今の議員のほうからご質問のあったフッ素塗布、こちらの部分、当然町のほうも三師会、医師それから歯科医師等もご協議をさせていただいている中で、どういう取り組みができるかという部分は検討しているところです。

一方で補助的な部分というのは、まだ具体的に検討している段階ではございませんけれども、こちらのほうにつきましては、まず実態と実際にどういう進捗状況かという部分で各医院の受診状況だとかも確認しながら検討させていただければと思っております。

●金盛議長 ほか、若木議員。

●若木議員 予算書14ページの、衆議院選挙の費用でお聞きします。今回、コロナの感染状況が収束していない中で選挙が行われる予定になっているかと思いますが、安心して投票できる環境の確保というのも必要ではないかと思うのですが、そのような対策は準備されていればどのような内容か教えてください。

●金盛議長 村上選管局長。

●村上選挙管理委員会事務局長 コロナ禍における投票場の環境整備のことについてのご質問だと思います。現在、選挙管理委員会では国および道の選挙管理委員会のほうから指針がございまして、コロナ禍における選挙に関しての情報等が提供されているところです。

先に行われました東京都の選挙、こちらのほうが最初の、コロナの中で行われた選挙ということでありまして、やはりいろいろと模索をしながら行っているというような状況にあります。例えば、投票場における鉛筆の扱いだとか、投票所の投票用紙に書き入れる場合の間隔だとか、入り口の検温、あとは消毒剤の徹底だとか、そういうこともございます。

そういったことも踏まえて、斜里町選挙管理委員会のほうでは実施も検討しておりますし、あとは斜里町選挙管理委員会のほうにおきましては、またこういったアクリル板の設置も、もう昨年の暮れに行われました補正の中でアクリル板の設置の用意もさせていただいておりますし、また開票場の中でも密にならないような形でシステム等のことも検討しながら入れたいというふうに思っております。ちょっとまだ煮詰まっていない状況にありますが、逐次検討させていただき進めさせていただきたいというふうに思っております。

●金盛議長 若木議員。

●若木議員 これからさらに検討していただけるというお話でしたが、コロナで外出を控えている高齢者の方なども、感染リスクを考えて投票所に向かわないようなことがないように、安心して投票できる環境がありますよということをPRすることも必要ではないかなと思うのですが、そのような考えはありませんか。

●金盛議長 村上選管局長。

●村上選挙管理委員会事務局長 先ほど東京都の、先行事例のほうをお話させていただきましたが、その中でも国および道のほうでも出されておりますが、各投票場における、もしくは期日前投票所における、前回までの選挙の部分の投票者のグラフ等を用いて、ホームページ等によってこの時間は空いていますといったようなPRもしなさいというふうに言われています。

そういったことも周知させていただきながら、密になるのが嫌だというふうにはならないような形での有権者へのPRを図っていくということは考えているところです。

●金盛議長 若木議員。

●若木議員 ぜひ高齢者の方はデジタルにちょっと弱い方もいらっしゃいますので、アナログの中で確認できるシステムも合わせて考えていただければと思います。

あと万が一のことなのですけれども、期日前投票所というのが、ぽるとであれば11日間、選管事務所であればずっと通してやりますが、万が一感染が確認されたような場合のことを想定した代替会場の確保などは、期日前投票所で感染が確認されたような場合の代替会場の確保などはしていますか。

●金盛議長 村上選管局長。

●村上選挙管理委員会事務局長 代替の部分の検討に関しましては、例えば、ぽるとであれば今現在1階のほうで行わせていただいておりますが、それ以外の公共施設の中で行うというふうになりますと、おのおの各施設の中で行事等も含めてございます。その部分を避けて選挙のほうの実施をお願いできればいいのですけれども、できない場合は最悪その部分を休止させていただき、例えば選挙管理委員会の事務局のほうを中心に期日前投票を行っておりますが、そういったところに集約せざるを得ない状況もあるかもしれません。

●金盛議長 若木議員。

●若木議員 町内の投票場を集約した中で、期日前投票の期間を長く設置するという形で集約というのがセットであったと私は考えていまして、やはり期日前投票の場が、機会が少なくなるということは避けるべきではないかなと思います。代替会場をすぐに用意するのは難しいですけれども、その場所を確保する、想定する場合にはやはりバリアフリーというのでしょうか、高齢者の方が車椅子でも入れる場所というのをきちんと用意しなくてはいけないと思いますので、そういった想定、万が一のことですけれども、そういうバリアフリーというのですか、誰もが投票しやすい環境の場所の確保などもぜひ検討していた

だきたいと思いますがいかがでしょうか。

●金盛議長 村上選管局長。

●村上選挙管理委員会事務局長 貴重なご意見ありがとうございます。そういった際の対策として、先ほどありましたとおり、行事等が入っていない施設があれば、そういったところに移させていただき対応させていただきたいというふうに思います。

●金盛議長 ほか、海道議員。

●海道議員 13ページの環境対策費に関連して、二点ほどお伺いしたい。二つともごみの話なのですが、私は朝起きて散歩だとかをしているのですが、非常に最近、特に前浜、そして環状線を含めて町の中もそうです、本当にびっくりするほどごみが落ちている。これは町民の皆さんなのか、釣りに来て、釣りをやっている方たちなのか判断はできませんけれども、本当にひどい。

これは何とかしなければならないと思うのです。当然、私も気がついて拾うのですが、到底拾える数ではないです、本当に見てみたら、そういうごみが本当に落ちている。これはやはり投げる本人のマナーとはいえ、誰とも確定できない人たちが投げているのは間違いない。これをどうするかというのは非常に難しいのかもしれませんが、これ何とかならなかったら本当に、やはり、ちょっとこれ原課も対策という面では看板を立てるか、やれることは限られていると思いますけれども、24時間監視はできないわけですが、ここ近年ひどい、本当に、そういう面ではどのように考えられているのかお伺いしたいと思います。

●金盛議長 南出環境課長。

●南出環境課長 ごみの不法投棄というか、ポイ捨て等々も含めてのお話だと思いますけれども、ごみの投棄に関しましては地域の方ですとか、ボランティアさんの関係で、ここ数年ですけれどもそういったごみの回収活動をやっただけのものが多くなってきたのかなというのは、こちらとしても実感しているところであります。加えて、回収一辺倒だけではなかなかごみがなくならないということは私も実感をしておりますので、看板の設置等々は、ポイ捨て看板の設置等々を町内何カ所かに設置はしているところではありますけれども、改めましてそういったごみの不法投棄等が少なくなるような形で、普及啓発を図っていききたいというふうに考えているところであります。

また、関係行政機関というか、国道関係につきましては、開発さんですとかと連携しながら道路維持の際に合わせた形で、ごみが落ちている場合は回収していくような形での協議等々もさせていただいているところでありますので、いろいろな機関と連携しながら普及啓発を含めまして対応を考えていければというふうに思っております。

●金盛議長 海道議員。

●海道議員 町もポイ捨て禁止条例、これは厳しい条例だと私は思っています。それをどう、町の方も含めて、釣りに来る方たちはこの条例があるかどうか分からない人たちも

たくさんいるのでしょけれども、条例があるにしろ、ないにしろ、やはりモラルとして、やはり現課もきちんと看板を立てたり、地域の皆さんに協力してもらう、本当に対策はとって、なかなか効果が出ないのかなと思っているのです。

これは、この対策をとったから解決するかというのは、なかなかいい対策はないと思います。やはり啓発していくしかないと思うのです、見回りもできないとなれば。そして対策をしても今の状態ですよ。ですから、やはり違う対策も考えていかなければならない。それなら何かと言えば、私からは提言できませんけれども、しっかりとそういう面は、街の中をきれいにする。これは歩けば歩くほど本当に一つもなくすということはできませんけれども、余りにも目に余る光景もありますので、町民の方にも、それから釣りに来る方にもきちんとお知らせする。姿勢としてきちんと示すというのは大事だと思うのです。

もう一点、水産振興費の中で、これもやはりごみの話です。私も峰浜、それから日の出、前浜に行きました、環状線も含めて。本当に釣りをやっている方に聞きますと、頭を切った、尻尾を切った、それどうするのですかと聞いたら、砂の中に埋めるのだと普通におっしゃる。それではキツネ、クマが来ますよ。ですから現状が、そういう現状なので、これ本当に大変だなと思います。ですから、この釣りの人たちのマナー、これは個々のマナーに任せるしかないのですが、やはりあそこに釣り客があれだけいる、トイレないのです。これ、どこかでトイレをしているのは間違いない。ですからこれは、私は世界遺産を抱える斜里町としても大変大きな問題だと思うのです。ですから釣りを禁止するなんてことはなかなかできないでしょうけれども、やはり厳しい、対策というのはあつていいのかなと思うのですが、これは水産のほうでもどうなのですか、考え方を聞いてみたいと思いますけれども。

（「関連」という声あり）

●金盛議長 佐々木議員。

●佐々木議員 私からも関連してお聞きしたいのですけれども、内容が比較的重複するようなところもあるかもしれないのですけれども、今、主に前浜と日の出のほうのお話だったと思います。それに加えて前浜の防波堤のほうというのですか、こちらのほうも、釣りの時期に関連してのことではあるのですけれども、今年もごみが散乱している、ポイ捨ての状況が現実に見受けられる状況になっていると思います。私自身が見に行っても、見てもというのですか、現実には全員が全員、町内の方か町外の方かというのはわからないのですけれども、比較的、レジャーとして釣りを楽しんでいる方から聞くのは、町外の方が多いように見えるというような声も現実にはいただいたりしております。

あそこの防波堤は、斜里町自体にポイ捨て条例はあるかもしれませんが、管理者の関係だとか、そういうことを考えると、ごみの問題、ポイ捨ての問題というのは、これまで以上に、より道と強く連携して対処しなければいけない時期が来ているのかなと私自身はそう思うのですが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

●金盛議長 森水産林務課長。

●森水産林務課長 釣りについては、8月からのマス、それから9月からのサケ、ほとんどそれに集約されるのですけれども、大体時期的には11月ごろまで、この頃に訪れる釣りの方については、通常の一般的なレジャーのカレイだとか、チカだとかそういったものを釣る方とは全く異質なものと感じております。

その対応についても非常に苦慮しておりまして、特に水産の視点で言いますとやはり漁業生産活動の場を守ることが、まず第一義的にございまして、それから海難事故の防止、環境美化というところになるのですけれども、現在のところは漁港管理者である北海道、それから漁港を利用している漁業者、そして漁業協同組合、そして警察、そういった機関と連携をして、さまざまな対応をとっているところでございます。

まずトイレについては、漁業者とも組織している、これは知布泊漁港での話になるのですけれども、その利用調整会議の中において何度もこの仮設トイレを置く、置かないの部分については議論を重ねているところではございますけれども、やはり利用者のほうからは、基本的にトイレを置くとやはりお客さん、女性だとかお子さんだとかも含めて来てしまう。そして以前に置いていたときには、清掃が間に合わなかったという部分がございまして、できれば置かないで携帯トイレを、自分の車の中で使うということを徹底させてほしいということで希望としてございまして、その旨もルールとして看板にも記載をした上でお願いをしているところでございます。

ごみの問題につきましても、非常に置いていく、魚の内臓を含めて多いというのが現状でございまして、知布泊漁港ですと漁業者自らがごみを拾って歩いたりだとか、振興局、それから、我々町の水産林務課のほうでも、定期的にパトロールをしながら普及啓発、拾いながらさらに車のスピーカーで呼びかけをするというようなことをしておりますけれども、佐々木議員がおっしゃるとおり、非常に町外の方が多くてそのルールが、看板だとか設置をしていてもなかなか入れ替わりが激しいという中で徹底されきっていない部分もございしますので、そういうルールがあるということも含めて、スピーカーでの呼びかけなどもしているところでございます。

いずれにしてもこの釣りの問題というのは非常に対応が難しいといえますか、少しでも対応を緩めるとすぐに、また混乱した状態に戻ってしまうという状態でございますので、関係機関と連携をしながら、引き続き対応に努めてまいりたいと思っています。

●金盛議長 海道議員。

●海道議員 海にせよ町の中にせよ、やはりこのごみというのは永遠の課題だと思うのです、マナーを含めて。私はここまで来たら本当に強い処置をとってもいいのではないかと思うのです。それはどういう処置か、これいろいろあります、ありますけれども、それぐらいしないと本当にごみをゼロにするとは言わないですけれども、この景観を見てもひどすぎる。ですから、そういうところは優先順位、僕は高いと思います、これ。町の一つの

景観ですから、そういうところにはきちんと強い姿勢で、やはり挑むということも一つあるのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

●金盛議長 茂木産業部長。

●茂木産業部長 水産林務課長のほうから苦しい胸の内といえはあれなのですが、状況は打破することが、決定的なものがないという中で、さまざまなことはさせていただいている。お金をつければどうにかなるものでもない。言わばモラルの低さというところ、厳しく言えばそういうことにしかならない、育ちが悪いということなのだろうというふうに思います。私たち職員もその点については、もちろんそういう現実があれば、見れば許せない気持ちにもなりますけれども、現実にはやはり打つ手がなかなか見いだせない。

ここはやはり我々の気持ち一つということももちろんあるのですが、皆さんも含めて、町民全体の中で、やはりそういったものを駄目という空気を醸成しなければこの先に進んでいくことはおそろくないのだろうと、そういう意味で、海道議員がおっしゃるような強い措置ということを望む部分もわからなくありませんし、そうできればいい部分もあるのかもしれない。

ただそればかりでもないということも考えますと、やはりそこは本当に解決がし切れるかどうかわからないというふうに議員はおっしゃっていますけれども、まさしくそのとおりでありまして、永遠のテーマとして、やはりやれることを一つでも多く解決に向けてやっていくという方策を持つしかないのかなというふうに考えております。その点については今後、引き続きの検討、全庁的にも検討させていただくということで、ご理解を賜ればというふうに思っております。

●金盛議長 ほか、佐々木議員。

●佐々木議員 それに関連してなのですが、強い措置ということで、オホーツク海側の、他町での対応といたしまして、実際斜里町でも、私は毎朝だとか、毎日見に行っているわけではないのですが、釣り人の使い方としての対策も含め、さらに実際斜里もそうなのですが、釣りをしている方は屋外だからなのか、マスクをつけず密集した状態でやって、現実にはやっているではないですか。そう考えたときに、道内の他町のように強い措置としては、実際、町内でのコロナ感染ということも非常に心配されるわけですから、コロナ感染の観点から、町外の方には釣りの自粛をお願いするという措置をとっている町もありますが、そういったことを検討してみるというのはいかがでしょうか。

●金盛議長 森水産林務課長。

●森水産林務課長 佐々木議員のご提案でございますけれども、オホーツク管内の町で港湾を所管している市町村がございまして、そちらのほうですと、市町村としての権限として港湾管理というものを担っておりますので、市町村権限の中でそういった禁止というものを、もしくは自粛といったような形、それはコロナ感染の場合もありますし、安全上の理由という部分も、もしくは漁業なり、港湾の生産活動のためというもので、規制をかけ

ているケースもございます。

一方で、斜里町の漁港につきましては、漁港管理者が北海道ということにして、北海道との連携というのが欠かせないところがございます。そのような中で北海道としても生命に危険が及ぶような場合については規制もあるということで、対応はしているところではあるのですが、なかなかそのマナーの部分だけで規制というのは、北海道としても判断として難しい、いわゆるその北海道、オール北海道として考えたときにここだけということではできないということで聞いております。

ただ一方で、我々としても毎日ごみを拾って、毎日のように呼びかけをして、そのようなことが続いて、この状態が正常とも思っておりませんので、今呼びかけの中では、例えば知布泊漁港であれば、ごみの量が1千リットルに達した時点で利用を規制しますというようなことで看板にも記載をして呼びかけもしております。どのような規制という部分で言いますと、北海道からは釣り禁止は、そこはできないということで言われてはいるのですが、私としてはもう、ごみの量が1千リットルになってもまだ我慢しろというのは、もうそこは地元として耐えられないということで、ちょっと表現が難しいのですが、地元独自の対策をせざるを得ないのかなと。北海道漁港管理者としての意向に沿うのがなかなか難しいこともあるかもしれないのですが、そういったことの覚悟を持って対応して、北海道とも協力してまいりたいと考えております。

●金盛議長 ほか、櫻井議員。

●櫻井議員 公共施設のLED化の事業に関して伺います。説明資料の中では3ページになりますけれども、今回の事業でこれから取り組む三施設、対象施設、ここの庁舎と保健福祉センターだと、そして漁村センターになっていますが、いずれの部分でも結構時間が経っている施設だとは思いますが。

庁舎の場合は、先般、改修工事が進んで、この議場も明るくなりましたし、照明器具に関しての整備というのは、つけられているのかなと思うのですが、ぜひこの機会に、例えば、私がよく行く漁村センターでは建設当時とは、利用の方法というのが随分変わってまいりました。以前は、そこで冠婚葬祭が行われていた関係など、本当に幅広い状況を想定した照明器具の配置というのが多々見受けられます。そうはいつても、今はそういう形で使われることがないような、要するに照明器具がずっとここにあるけれども、付ける必要はあるのかなという部分、あるいは、もうここの部分だともう少し明るいほうがいいのではないかなというのがございます。

この機会にそういった、ある程度の設置、あるいは見直し、機器をそのまま取り替えられたとか、そういうことではありませんけれども、ここのLED化の事業の概念、目的の中には経費の抑制という部分もございますし、今後の負担の平準化を目指すという部分もございますので、ぜひこの機会に三つの場所に関して今ある、例えば照明器具を全部LEDの電球に変えるというのではなく、本当にその使い方の内容によって少し対応を変えてい

くような見直しのいいチャンスではないかと思うのですが、そういう部分は考慮されますか、伺います。

●金盛議長 答弁を保留して、昼食休憩といたします。

休憩 午前 12 時 00 分

再開 午後 1 時 00 分

●金盛議長 休憩を解き、会議を開きます。なお、宮内議員は本日欠席という届けがありました。櫻井議員に対する保留中の答弁から、南出環境課長。

●南出環境課長 公共施設のLED化事業に関連しまして、使っていない部分の照明等々はどのように対応するのかというようなご質疑だったと思いますけれども、今回のLED化につきましては、既存の蛍光灯に係るLED化の球の交換だとか、配線工事の部分を対象とすることとしておりまして、それぞれの施設で現在の使用状況等を踏まえまして、使っていない部分につきましてはそのままとしまして、使っている分についてはLED化を図っていくことを想定しているところであります。

●金盛議長 ほか、ありませんか。久保議員。

●久保議員 教育費に関連して伺います。斜里高校の今回、地域みらい留学ということで、お二人の方が留学されているわけですが、いよいよ9月から、来年の募集の受付だとかが実際始まるわけですが、現在6カ月ほど経ちましたけれども、留学生の状況と伺いますか、その辺のことについて経過を教えてください。

●金盛議長 馬場教育部長。

●馬場教育部長 留学生2名、今回、宮城県と愛知県から、男性一人、女性一人ということで、斜里高校で元気に通っているということで聞いております。

その中でもいろいろと、非常に意欲のある、二人とも意欲のある生徒でありますので、斜里、知床のさまざま、いろいろな経験をされているということで聞いております。今、地域コーディネーターがしっかりサポートしながら各団体とのつなぎ役もやっていただく中で、例えば知床財団の事業ですとか、JCとの関係ですとか、当然町との関係の部分もありますけれども、さまざまなイベント等にも積極的に参加して、非常に地域にもなじんでいるということで聞いています。

●金盛議長 久保議員。

●久保議員 来年度の募集にどの程度応募してくるかということもあるのですが、これは現在の留学生が、どんな評価をしているか、それがSNS等で広く出るものですが、北海道は8校、全国では70前後あるということなので選んでくるのでしょうか、元々高校の魅力化ということの対策としての一員だったと思うのです。それで、その

子どもたちが選ぶ、いろいろな理由があるのですけれども、ちょっと先般聞いたところ、住まいの環境のことについて何か課題があったということを聞いたものですから、ご存じかどうか伺います。

●金盛議長 馬場教育部長。

●馬場教育部長 今回の2名受け入れにあたっても、居住先というのがやはり最後までなかなか決まらないという課題がありまして、いろいろな関係者の方から情報や協力をいただく中で現在、今の所にお世話になっているという状況がございます。ただ来年度以降も継続して行っていくという状況がありますので、今お世話になっているところについては、来年度はなかなか厳しいというお話を聞いておりますので、ただ今、来年度の留学生に向けて、いろいろ高校のほうでも対応を図って来ております。

来年度受け入れについては、まだ、どういう方が何人来るかというのは決まっていないのですけれども、議会の前日に高校のほうに行きまして、教頭先生とお話した中では、やはり住居の部分がなかなか厳しいという状況がありますので、今後、町のほうと連携しながら対応していきましようということで、話をしているところでございます。

●金盛議長 久保議員。

●久保議員 教頭と協議をしたということなのだろうと思うのですけれども、やはりこの、選んでいく、学校を選んでいく要件はいろいろあるのですけれども、やはり住まいの環境、また、地域とのつながりという部分は、教育委員会がしっかりと中で、接点を持っていくということだろうと思うのです。今回お一人の方が、どうも住まいを変えたのです、ご存じですか。

●金盛議長 馬場教育部長。

●馬場教育部長 今、変える予定があるかもしれないという話は、教頭先生から伺っておりますけれども、既に変えたということでの情報までは、私認識しておりませんでした。

●金盛議長 久保議員。

●久保議員 ちょっときわどいところなので、時間が。それはそれとして留学生の要望も、いろいろあるでしょう。しかし、費用が掛かることですから、住まうということは。ですから思った以上に費用が掛かって移動というか、住まいを変えるようなことになってくると、またこれ来年くる、また応募する人にあまりいい影響がないのではないかと思うものですから、やはりその辺は丁寧に、教育委員会が中に入って、入ってですよ。

そして学校と留学生の間を、先ほどコーディネーターの話も出ましたが、途中で変わっていますよね、コーディネーターも。4月に、そうでしょ。ですから意思疎通がうまくいったかどうかわかりませんが、やはりその辺は教育委員会として、しっかり責任を持って対応していただきたいと思いますけれども、いかがですか。

●金盛議長 馬場教育部長。

●馬場教育部長 しっかり意思疎通を図ってまいりたいと思いますし、4月から新たに変

わったコーディネーターの方も教育委員会のほうに、教育長のところに来ていただく機会も何回かありましたし、今後の部分では当然、さらに連携を図るという部分では、コロナの部分で、会議のほうはまだ開けていないという状況もあったのですけれども、9月下旬か10月上旬には、高校のほうで開催するという話も聞いていますので、今後もしっかり連携を図ってまいりたいというふうに思っております。

●金盛議長 ほか、櫻井議員。

●櫻井議員 22ページの、教育財産管理事業費の知床ウトロ学校教職員住宅建設工事費に関して伺います。資材の高騰、あと今回の入札に対して、応札がなかったというふうに伺っているのですけれども、その中身に関して、もう少し説明してください。

●金盛議長 荒木建設課長。

●荒木建設課長 ウトロの住宅の関係ですけれども、入札にかかった状態で、不落となりまして、不落の内容として、聞き取り調査した結果ですけれども、まず木材の単価は上昇しているのですけれども、納入時期が最短でも3カ月、もっと遅れたら4カ月、5カ月、もしくは半年ぐらい納入まで時間が掛かるということで、そうなってくると明らかに年度を越していくという状況になりまして、また、建築主体工事のほかにも、電気工事、機械設備工事と入札にかかっていくのですけれども、それらも全て年度を越してしまうという状況であったため、今回、再入札を行わないで取り止めたという結果となりました。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 これ来年も同じような状態でも、今の説明でしたら同じ状況が起こるのではないですか。金額の問題もおそらくあると思いますが、それ以上に納期、その工事が期間までに完了するかどうかという部分になってくると思うのですけれども、その辺はどのように捉えていますか。

●金盛議長 荒木建設課長。

●荒木建設課長 国や北海道とも確認しているのですけれども、そちらのほうの状況としましては、このウッドショックの影響は年度内で解決するだろうという楽観的な予測しかないのですけれども、そういう予測で北海道と国のほうは回答してきております。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 ということは、来年度は納期的な部分、これ大きいと思うのです。予算がついていて、その年度内で消化しなければならない、完成しなければならないという部分が含まれていましたら、持ち越すことができないわけですから。今回も単純に考えたら、それをやって持ち越して、来年にかけて工事をすればいいのではないかというふうに思うのですけれども、そうはならないのですか。

●金盛議長 菊池生涯学習課長。

●菊池生涯学習課長 工期の問題、荒木課長のほうから説明がありましたけれども、予算で、国のほうの予算で学校環境改善交付金ということで、昨年から延長して翌債の申請を

して認められて、3030万円ですけれども、今年度繰り越して使えるということだったのですけれども、今年度もこのような状況になりました。

それで一度翌債をかけており、再翌債という形にはなりませんので、財源の関係もありますので、今年度は建設を見送ったということでございます。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 わかりました。その辺で、資材高騰に関する部分は、まだ入札が始まる前に、私のほうから大丈夫ですかという質問をさせていただきました。その結果がこうでしたので、ちょっと驚いたというのと、非常に残念だという部分です。

一方でウトロの学校分に関しては、例えば現在の古い教員住宅がいくつかございます。中には以前の旧校舎のときに配置された職員住宅だったために、そこが校長住宅として指定されていた。その校長住宅として指定されている場所からは、今の校舎が全く見えない状態であると。赴任してきた校長先生は管理する者として、学校が見えなかったら、見えないところには住めないということで、その住宅にお入りにならなかったというお話も聞いています。そうしたもう古い、しかも一応教員住宅の施設的な部分のエリア、子どもたちの通学路ではありますので、それも一つかなという形の、地域は捉え方をしていましたけれども、そろそろ老朽化が進んでいると、そういった部分での、今の古い建物に関しての対応はどのようになるのでしょうか。

●金盛議長 菊池生涯学習課長。

●菊池生涯学習課長 校長住宅、教頭住宅、ウトロの学校の関係ですけれども、現在、先ほど議員がおっしゃっていたとおり、学校の近くの住宅に住まわれている校長先生もいらっしゃいましたけれども、現在は今ある場所の校長住宅、教頭住宅というところで、校長先生、教頭先生がそれぞれ住まわれているという状況です。

それで校長住宅につきましては築36年、教頭住宅につきましては築33年が経過しておりまして、まず今回の計画の4戸ということで整備を進めてきましたけれども、2年間建てられない状況があった中で、校長住宅、教頭住宅の老朽化も進むと言ったところで、一緒にその辺の住宅環境につきましては、計画的に考えていかなければいけないというふうに思いますし、現在の場所がいいのかどうなのかというところも踏まえて、場所も検討していきたいというふうに思っています。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 先ほどの久保議員の質問でもそうでしたけれども、やはり住まうところで、今の知床ウトロ学校は非常に先生たちが意欲的で、中には希望されていらっしゃる先生も多く来ていると。どこの自治体でもそうなのですけれども、やはり一つの大きなネックはもちろんその学校に赴任したいという気持ち、環境にあるのと同時に、住環境が非常に重要になってくると。斜里市街地のほうでそういった問題はある程度、どんどん解消されてきているのかなと思うのですけれども、その辺含めて迅速に、なおかつ、せっか

く良い先生たちが集まる環境があるという部分を生かして、教員住宅に対しての整備、そして安定的な供給という部分がしっかりと図られるように、来年度は必ず建設に向けて動けるようにしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

●金盛議長 馬場教育部長。

●馬場教育部長 議員ご指摘のとおり、教職員の住環境の向上というのは非常に重要だと思っております。その部分を含めてウトロは足りていないというところで、2年連続で予想できないような状況の中で、着手できないという状況があつて私も非常に残念だと思っております。

この部分については先日の校長会、教頭会の中でも話をさせていただいて、来年度に向けて事務を執り進めていくということで、校長先生、教頭先生にも了解を得ているところです。来年度に向けまして何とか建設できるように執り進めてまいりたいというふうに考えております。

●金盛議長 ほか、ありませんか。櫻井議員。

●櫻井議員 もう一点伺います。博物館費に関してです。今回社会教育指導員報酬追加、事務員報酬追加がございます。これは学芸員の方が今年度に入ってお辞めになられたという部分で、現在、学芸員の募集などは行われているのか、そしてその欠員の部分に関してどのような状態か説明してください。

●金盛議長 村上博物館長。

●村上博物館長 まず学芸員の募集の状況ですけれども、8月から募集を広報しやり、それからインターネットを通じて行っていて、それは考古の学芸員だったのですけれども1名応募があったのですが、こちらの基準には合致しないということで採用を見送った経緯がございます。

それからもう一つ、今後ですけれども、その考古の学芸員につきましては、今度はもう少しさらにきめ細かく、可能性のありそうな研究機関ですとか、大学ですとか、それぞれに個別に書類を送るような形でさらに募集をしていきたいというふうに考えております。

それと今回、社会教育指導員という形で学芸員の予算を上げさせていただいておりますけれども、まずは今、学校の講座ですとか、生きがい大学ですとか、いろいろな多くの学芸員でないとできない部分ということを抱えておりまして、それを何とか分担しなければいけないということで、今このような形で進めているという状況でございます。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 それでは今回、会計年度任用職員の方で、補充が一人入っているという部分の方は、学芸員資格はお持ちではないのですか。そういう対応の方ではなくて補助、例えば学芸員を今2名募集なのですか、1名なのですか。その方々が来たらこの会計年度任用職員の方は、どのような扱いになるのでしょうか。

●金盛議長 村上博物館長。

●村上博物館長 今、公募という形で募集しているのは1名でございます。それは正職員を募集しております。

それから、社会教育指導員に関しましては、可能な限りは学芸員資格を取得していることが望ましいのですけれども、どうしても該当者がいなければ、それに準じる形であってもよいというふうに考えております。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 最初に聞けばよかったのですけれども、学芸員の方が辞められたのは2名というふうに聞いていたのですけれども、そこは間違いないですか。

●金盛議長 村上博物館長。

●村上博物館長 はい、2名で間違いございません。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 公募に関して1名というのは、うちの博物館の業務的には問題ないという形での1名の公募なのでしょうか。正職員の方が1名ですよね、その辺はどういうふうになっているのですか。

●金盛議長 馬場教育部長。

●馬場教育部長 学芸員が2名辞めたということで、まず正職員の、今、公募している部分については、まず考古の担当という分については早期に、やはり手を打っていかねばならないということがございますので、今回のチャシコツもさまざまな部分、計画等も含めてありますので、これについては年度内の早い時期に正職員を確保したいということで今動いております。

もう1名の部分については、今年度については、先ほど館長のほうから申しましたように、今回、補正のほうで計上させていただいている社会教育指導員という会計年度任用職員の枠で、今年度内1名を配属させていただきたいということと、もう1名、学芸員の事務的な部分の緩和ということで、もう1名、事務職員を今年度、会計年度任用職員として対応させていただきたいということで考えているところでございます。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 ちょうど、予算書の下には史跡、指定文化財の保護という部分で、うちの町は代々考古学という部分が非常にウエートを占める、博物館の活動であるというふうに認識しています。辞められた方も非常に、私たち素人がお話を伺ってもチャシコツ岬に関する部分、いろいろなフォーラムなど参加させていただきましたが、わかりやすく的確な方だったので本当に残念だという思いです。

これまでも学芸員の方が辞められたのは、近い記憶の中では、このお二人の方の前に、さらに一人辞められています。せっかく、この規模の町が抱えている知床博物館で学芸員の存在というのは、非常に私は、ここの町にお世話になってから大きいなと感じている、一つの誇りの中の一つなのですから、そういった中で、せっかくすばらしいと思って

いる博物館活動の中の要である学芸員の方が、なかなか定着されない。そしていい仕事をしていたのにも関わらず去ってしまうというのは非常に残念なのですが、そういった部分でこういうことが続いているなど感じるのですけれども、博物館の運営、あるいはやっていること、内容という部分と、その学芸員の方々の専門性というのがかい離するような状況という部分なのではないでしょうか。それとも全て個人的に事情があって辞められていったというふうに捉えていいのでしょうか。

●金盛議長 馬場教育部長。

●馬場教育部長 確かにここ数年、今年に入ってからちょっと2名ということで、退職があったということは、私どもも非常に残念な状況だなというふうに思っております。博物館のかい離する部分というところでは、教育委員会としてはそういう部分は特にないのかなというふうには思っているところであります。

今回の部分につきましても新たな環境でというようなことが理由ですので、専門職に限らず行政職員、一般行政職員も含めて、年度途中で退職したりという状況は、うちの町に限らずそういう状況というのはあるのかなというところは感じてはいるのですけれども、そういうところで何とかつなぎとめるというか、どういうことをやっていけばいいのかなというのはありますけれども、今後、教育部長の立場としては、これまで以上に現場と連携、連絡をとりながら、そういう部分も含めて対応してまいりたいというふうに思っているところでございます。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 博物館という器だけあっても、そこの活動というのは何もならない部分です。特に学芸員という専門性を持った職員というのは、すぐどこからか連れてくることもできないですし、やはりその専門の経験を積んでいるという、持っているスキルというのは非常に、本当にお金に代え難いぐらいの価値になっている博物館活動というふうに捉えていますので、その辺、何かそこに原因が、教育委員会としてはそういった原因は感じられないというふうにおっしゃいましたけれども、やはりそこまで、ほかの専門職が簡単だということではなくて、うちの町がずっと設置して、今までずっと本当にいい活動が続けているという部分の中では、もう少し人員という部分、スタッフの充実性というのを、これからも大切に図っていく、そして継続されていくようにしていただきたいと思うのですけれども、そういう課題というのは、現在の教育委員会の中で共有され、そして話し合われているなどはあるのでしょうか。

同時に、博物館自体の業務というものを、もう一度しっかりと見直すときに来ているのではないかと思います。

●金盛議長 岡田教育長。

●岡田教育長 今、櫻井議員から、知床博物館の価値について大変評価をしていただきまして、ありがたいことだなというふうに思います。

議員がおっしゃるとおり器だけあっても意味がありませんので、中でしっかりと学芸員が仕事をしていただくという、その機能の部分、博物館の機能の部分をしっかりと維持していくということは大事だと思っています。

そのスタッフ、学芸員の数、専門性の高い学芸員がいればいるほど、より充実した活動ができるのだと思うのですけれども、体制的にもなかなか、あまり大きなものばかりを求めることもできませんので、限られた体制の中でもどうやったら、この充実した活動ができるかということを、いろいろ工夫していきたいなというふうに思います。

学芸員は、専門性が高いがゆえに必ずしもここではなくても、また別の場所でも活動できる、活躍できる、またそうやってほかの場所でも欲しいというような人材、組織もありますので、そういった部分でより、新たな自分のキャリアアップのために、新たな職場を探していくという傾向はより強い職種なのかなと思いますけれども、できるだけ優秀な人材がこの地元に愛着をより持って、残っていただいてそこで、斜里町のためにいい仕事をしていただく、そういうことを何とか我々としても意識していきたいなと思っております。

いわゆる専門の研究をメインとするような職場の学芸員というのは、かなり自分の専門に集中できるという環境がありますけれども、やはり町の学芸員、町の役場の、町立の博物館ということになりますと、やはり自分の専門を超えてかなり幅広い範囲で、これは事務仕事も含めて対応していただくと、こういうところが、より専門性が高くなればなるほどなかなか、その方にとっては負担になるという部分があると思いますので、先ほどそういうものを緩和するためにも学芸員だけではなくて、ある程度事務を引き受ける人間だとか、その辺のバランス、配置のバランスもよく考えながら職員が生き生きと、全ての職員が生き生きと働けるように、そして町民にしっかりと還元できるように、その体制を引き続き心がけていきたいなというふうに思います。

●金盛議長 ほか、ありませんか。木村議員。

●木村議員 私は一応確認のための質問をさせていただきたいと思います。まず町政報告で、町長のほうから今回の交付税の話が出ておりました。また昨日は、総合計画の中の財政シミュレーションでも、いわゆる交付税がかなり大きな割合を占めていて、今回、大幅に伸びたという形でシミュレーションもいい方向に動いてきていると、そういう観点から町政報告ではあったのですけれども、なかなか書き込めなかったと、報告の、いわゆる交付税のどういうふうな算定でどういうふうに伸びていったかというのを、多少はメモしながら書いてはいたのですけれども、やはり書き切れなかった部分もありますので、一応確認のために、まず質問させていただきたいと思います。

まず交付税の大きな割合としては、個別算定と包括算定の部分が、町長の町政報告でも伸びてきたと。ここがあるのですけれども、個別算定と包括算定のどの部分がどういうふうに伸びたのかを、もう少し詳しくご説明をいただければと思います。

●金盛議長 鹿野財政課長。

●鹿野財政課長 今回の普通交付税の積算の特に大きく伸長した要因というふうな意味でご質問をいただいたかと思います。口頭になってしまいますので雑ぱくですけれども特徴的な部分だけ、ご説明させていただきたいと思います。

今回の結果といたしましては、何度も申し上げますが非常に大きな伸びということになりましたということになります。このうち、まず一つ目に臨時財政対策債、これ自体は昨年度比で申しますと6788万4千円、34%程度伸びということになっているところでございます。普通交付税、基準財政需要額をもとに、お話をさせていただきたいと思いますが、今回の特に特徴的だった部分ということで申しますと、一点は個別算定経費の中で地域振興費、これが人口の部分で過疎地域指定によります数値の急減の増というふうなことで、こちらで2650万円の増ということになっております。そしてまた、地域社会再生事業費です。こちらは、去年、今年と続いているものです。こちら地方にとっては非常に手厚く配られているということになります。こちらは金額の変更は特に大きくはございませんでした。昨年に続いて同様ということになります。

今回、新設となった部分というのが地域デジタル社会推進費と呼ばれるものになります。こちらがデジタル化によりメリットが享受できる地域社会のデジタル化を集中的に進めるということで、現在の菅政権の目玉ということで、今回、示されている。特にまたこの部分は、地方に若干手厚く配られているということでございますが、こちらのほうで5800万円が配られているということに、斜里町としてはなかったということになります。ちなみにこの制度につきましては、令和3年度、それから令和4年度までは、制度として残るということになっているということで、その後についてはまだ、はっきりとわからないというふうな状態になっております。

次に包括算定経費のほうにまいります、いわゆる新型交付税分というふうなことになりますけれども、こちらのほうは人口分で3360万円余り。それから面積分で790万円程度ということで、合わせまして4150万円ほどが、昨年度比で比べると増加をしているということになります。人口と面積を基本とした簡素な基準でということになっております。こちらのほうも、増ということになっているということになります。以上が歳出中心の部分ということになります。

それから基準財政収入額、こちらのほうが大きく、全体でいうと9千万円、失礼しました。昨年度比9700万円の減ということに、トータルでいうとなっていると。中でも市町村民税、こちらが新型コロナウイルスの影響を受けまして観光業の減、それから漁業の不漁によります所得の減ということで、こちらが6千万円余りが減になっているということ、それからもう一つが固定資産税の関係ですけれども、こちら評価替えによります、評価額の減ということで、こちら2200万円余りの減ということになっているということで、今、主だった点ということで申し上げましたけれども、総括いたしますと、基準財政収入額は減ることによりまして、当然これを埋める形での交付税の増につながる

ということ。それから基準財政需要額に関しましても、いずれの数値に関しても上昇要因になっているというふうな状況でございます。

公債費のほうにつきましても、公債費も1500万円余りの増ということになってございます。

●金盛議長 木村議員。

●木村議員 そこでいわゆる年当初の予算計上と、いわゆる最終的に交付税、それから特別交付税も、大体予算当初から説明があつて2億6千万円程度を見込んでいます。実質的には3億円ちょっと入っているのですけれども、予算計上の分では2億6千万円のうち10億円を計上して、残りの1億6千万円は留保財源にするというのが一般的なパターンなのですけれども、どこを基準をするかというのは非常に難しいから、やはり当初予算基準で見ると普通交付税と特別交付税、臨財債を足した部分で、どのぐらいの最終的な増額、いわゆる当初予算から比べてと、これが実は知りたいところなのです。ここら辺、正確な数字ではなくて概算数字でいいので、何十万単位でもいいのですけれども、そこら辺で教えていただければと思います。

●金盛議長 鹿野財政課長。

●鹿野財政課長 現状ということでお伝えをいたしますけれども、これも雑ばくな数字になりまして恐縮ですが、まず普通交付税、こちらにつきましては金額が確定したということで34億3746万9千円ということで、当初計上額が31億8350万円ということでございますので、現在その差額については2億5千万円余り、というふうな形になっております。

また、臨時財政対策債、こちらにつきましては、当初計上が3億4630万円ということでございましたので、マイナスの7996万3千円、当初予算との比ですけれども、雑ばくに言うと8千万円のマイナスということになっております。あと特別交付税、こちらにつきましては、今、議員からお話がありましたように、2億6千万円の見込みに対して、計上を1億6千万円とするということで、1億円を留保財源という形でさせていただいております。

今回、今日お示しする部分の残額といたしましては、9千万円弱というふうな形での、今のところ残額ということになっています。これは、2億6千万円との差額の部分ということでの残りという意味でございますけれども、9千万円弱の残りということになってございます。

●金盛議長 木村議員。

●木村議員 なぜこういうふうな形で聞いたかといいますと、本当は昨日のシミュレーションの時にでも聞けばよかったのですけれども、基本的には今年度の、言ってみれば財政がどのようになるかという、個人的に推計をしたいと、こういういいところが出てきたものですから、交付税で。過疎指定になったことによっていろいろな事業もやりやすくなっ

てきた。

こういうことも踏まえると、その影響が今年度から出てくる。今年度の会計からどう変化するかと、これは3月補正を見ないと分からないのですけれども、3月補正である程度いい結果が出てきそうだなと。私は個人的に思っている一人なのですけれども、希望を持ちながら。そういう状況であれば極めていいなと、だからお金を使いなさいとは言いませんけれども。そういう状況の確認をしたかったと思うのですけれども、そこら辺については、町長か副町長、どういう感触を持たれているか、お聞きをしたいと思います。

●金盛議長 北副町長。

●北副町長 今段階のというか、今後の不安要素は言ってはきりがありませんので、そこはまるっきり割愛させていただいてということになりますけれども、今、数字的な部分は財政課長が申した部分であります。交付税という部分の中で臨財債含めて、当初予算との比でいくと1億7400万円、上振れしたということになります。

先ほど議員からおっしゃられました、特交の3億円ちょっとという部分でいきますと、3千何百万円から4千万円ぐらいは見込めるのかなという部分でいきますと、2億円ぐらいはいい要素なのかなと。当初から1億円を留保しているというのは、これは毎年の部分なので、これはあまり繰越金のことを言いますと、やはり2億5千万円ぐらいは欲しいなという部分がございますから、そこはあまりどうこうは言えないかなというふうに思いますけれども、あわよくばこのとおり大きな、災害的なものもなしに、特別なものがなければ、本当は2億円と言いたいところなのですが、一つは福祉会の貸付金、これが9千万円という中で、一応予算を持っていますから、これが仮に今の部分でいくと、そこまで足りないのではないかなというような話も聞いているのですけれども、それらが減としてあるかなという部分がありますので、仮に9千万円がそのまま出ていくということになると残り1億1千万円ということになるので、ちょっと少ないかなという感じはしますけれども、いずれにしても剰余金が出た段階で、少なくとも半分は減債に積み立てていくというような部分は考えていきたいと思っております。

●金盛議長 ほか、ありませんか。ないようですので、これをもちまして、議案第31号についての質疑を終結いたします。

◇ 議案第32号 質疑 ◇

●金盛議長 次に、議案第32号についての質疑を受けます。ご質疑ございませんか。若木議員。

●若木議員 今回の補正では汚泥の処理を行うことで、大きなコストの削減が図られています。下水道の経営の健全化というところで大きく寄与していると思うのですが、この下水道につきましては料金の見直しに向けて、春から広報紙での町民への周知や8月には説明会も3回実施されてきています。8月の説明会の実施状況などを教えてください。

●金盛議長 榎本水道課長。

●榎本水道課長 説明会については広報紙と、ウトロにおきましては新聞折込で周知させていただいた上で、ウトロについては8月4日、斜里については8月27日、ウトロについては夜1回、斜里についてはぼるとで昼1回、公民館ホールで夜1回ということで設定させていただきましたが、残念ながら周知はしたつもりだったのですけれども参加人数が、ウトロにおいては1名、斜里においては参加者ゼロという結果となっております。それに住民、町民向け、利用者向けの説明会は3回で、ウトロのご利用団体向けに8月30日に一度説明会というものをさせていただいている現状でございます。

●金盛議長 若木議員。

●若木議員 説明会への町民の参加がとても少なくてあれなのですけれども、料金の見直しについては、去年の住民説明会のときにもしていますので、伝わっている部分もあるのかなと思うのですが、今回の参加者状況を見て、またさらにする予定なのか、それともこのまま、今考えているスケジュールのまま進めるのか、その考え方を教えてください。

●金盛議長 榎本水道課長。

●榎本水道課長 スケジュール等については3月の議会でお示しさせていただいたとおり、進めたいと思っております。

今の説明会の参加者状況においては、これで十分というふうには思っておりませんので、広報では三回に渡って周知させていただいたと、説明させていただいたというふうに思っておりますけれども、まだ十分な、利用者の方に浸透するという意味では、まだ不十分かと思っておりますので、また自治会を通じた回覧だとか、そういう手だてがないかということで今検討させていただいているところでございます。

●金盛議長 ほか、ありませんか。これをもちまして、議案第32号についての質疑を終結いたします。

◇ 議案第33号 質疑 ◇

●金盛議長 次に、議案第33号について質疑を受けます。ご質疑ございませんか。これをもちまして、議案第33号についての質疑を終結いたします。

◇ 議案第34号 質疑 ◇

●金盛議長 次に、議案第34号について質疑を受けます。ご質疑ございませんか。ないので、これをもちまして議案第34号についての質疑を終結いたします。

◇ 議案第35号 質疑 ◇

●金盛議長 次に、議案第35号について質疑を受けます。ご質疑ございませんか。これをもちまして議案第35号についての質疑を終結いたします。

◇ 議案第 17 号 討論・採決 ◇

●金盛議長 これから、討論採決を行います。討論採決については、昨日、保留としていた議案の討論採決から行います。

はじめに、議案第 17 号について、討論採決を行います。議案第 17 号について、討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 17 号について、採決を行います。議案第 17 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第 17 号については、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第 22 号 討論・採決 ◇

●金盛議長 次に、議案第 22 号について、討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 22 号について、採決を行います。議案第 22 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第 22 号については、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第 23 号 討論・採決 ◇

●金盛議長 次に、議案第 23 号について、討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 23 号について採決を行います。議案第 23 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第 23 号については、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第 24 号 討論・採決 ◇

●金盛議長 次に、議案第２４号について、討論ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第２４号について、採決を行います。議案第２４号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第２４号については、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第３１号 討論・採決 ◇

●金盛議長 次に、議案第３１号について、討論ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第３１号について、採決を行います。議案第３１号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第３１号については、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第３２号 討論・採決 ◇

●金盛議長 次に、議案第３２号について、討論ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第３２号について、採決を行います。議案第３２号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第３２号については、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第３３号 討論・採決 ◇

●金盛議長 次に、議案第３３号について、討論ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第３３号について、採決を行います。議案第３３号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第３３号については、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第３４号 討論・採決 ◇

●金盛議長 次に、議案第３４号について、討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第３４号について、採決を行います。議案第３４号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第３４号については、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第３５号 討論・採決 ◇

●金盛議長 次に、議案第３５号について、討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第３５号について、採決を行います。議案第３５号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第３５号については、原案のとおり可決されました。

◇ 同意第２号 ◇

●金盛議長 議案集２号をお開きください。日程第７、同意第２号、斜里町顕彰委員会委員委嘱の同意を求めることについて、を議題といたします。内容の説明を求めます。馬場町長。

●馬場町長 (同意第２号 内容説明 記載省略)

●金盛議長 内容の説明が終わりました。同意第２号について、質疑を受けます。ご質疑ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 これをもちまして、同意第２号についての質疑を終結いたします。

◇ 同意第２号 採決 ◇

●金盛議長 同意第2号については、討論を行わず採決を行います。同意第2号について、10名の委員を一括して同意することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって同意第2号については、同意することに決定いたしました。ここで、暫時休憩いたします。再開を2時15分といたします。

休憩 午後1時57分

再開 午後2時15分

◇ 同意第3号 ◇

●金盛議長 休憩を解き、会議を開きます。日程第8、同意第3号、斜里町公平委員会委員選任の同意を求めることについて、を議題といたします。内容の説明を求めます。馬場町長。

●馬場町長 (同意第3号 内容説明 記載省略)

●金盛議長 内容説明が終わりました。同意第3号について、質疑を受けます。ご質疑ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 これをもちまして、同意第3号についての質疑を終結いたします。

◇ 同意第3号 採決 ◇

●金盛議長 同意第3号については、討論を行わず採決を行います。同意第3号について、2名を一括して、同意することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって同意第3号については、同意することに決定いたしました。

◇ 同意第4号 ◇

●金盛議長 日程第9、同意第4号、斜里町教育委員会教育長任命の同意を求めることについて、を議題といたします。内容の説明を求めます。馬場町長。

●馬場町長 (同意第4号 内容説明 記載省略)

●金盛議長 内容の説明が終わりました。同意第4号について質疑を受けます。ご質疑ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 これをもちまして、同意第4号についての質疑を終結いたします。

◇ 同意第4号 採決 ◇

●金盛議長 同意第4号については、討論を行わず採決を行います。この採決は無記名投票で行います。

ここで、議場を閉鎖いたします。

ただ今の出席議員は、私を含めた12人です。

次に、立会人に海道議員、須田議員を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。本案に同意される方は賛成、同意されない方は反対と記載してください。なお、賛成、反対の記載以外の記載があるものは全て無効票として扱います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 配付漏れなしと認めます。投票箱の点検を行います。

異常なしと認めます。ただ今から投票を始めます。氏名を読み上げますので、順番に投票してください。投票に際しては、議長席に向かって左側より登壇し、右側に抜けてください。よろしいですか。

1番、今井議員、2番、小暮議員、3番、久野議員、4番、山内議員、5番、佐々木議員、6番、木村議員、7番、櫻井議員、9番、久保議員、10番、若木議員、11番、海道議員、12番、須田議員。

投票漏れはございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

続いて、開票を行います。海道議員、須田議員、開票の立ち合いをお願いします。

投票の結果を報告します。投票総数……。失礼、立会人は、席に戻ってください。

それでは、投票の結果を報告します。投票総数11票です。そのうち有効投票数は11票、そのうち賛成10票、反対1票です。以上のとおり賛成が多数です。

よって同意第4号については、同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

●金盛議長 ここで、ただ今、任命の同意をいたしました岡田教育長から発言を求められておりますので、これを許します。岡田教育長。

●岡田教育長 ただ今、議長のお許しをいただきましたので、貴重なお時間をお借りしまして一言ご挨拶を申し上げます。

このたび、馬場町長からの私の教育長再任のご提案に対し、議員の皆さまからご同意をいただきましたことに、まずは深く感謝を申し上げます。

令和元年5月に、前教育長の残任期間を引き継ぐ形で斜里町の教育行政を担う立場となり、当初は大きな不安の中でのスタートでありましたが、教育委員会内外の多くの皆さま

に支えていただき、ここまで努めることができました。

この間を振り返りますと就任後の9カ月間は、いわゆる例年の流れに沿って仕事を進めることができましたが、それ以降は、あらゆることが新型コロナウイルス対策を大前提とした新たな対応に追われる状況に一変し、それは今もなお続いています。学校教育も、社会教育も、かつて経験のない大きな変化を求められておりますが、このような困難な状況下にあっても町民一人一人が、よりよい未来を築くための豊かな学びを継続できるよう、引き続き学校現場や社会教育関係者との連携をしっかりと図って、職責を果たしてまいりたいと思います。

金盛議長をはじめ議員の皆さまには、引き続きのご指導ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。教育長就任に当たってのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◇ 同意第5号 ◇

●金盛議長 日程第10、同意第5号、斜里町教育委員会委員任命の同意を求めることについて、を議題といたします。内容の説明を求めます。馬場町長。

●馬場町長 (同意第5号 内容説明 記載省略)

●金盛議長 内容の説明が終わりました。同意第5号について質疑を受けます。ご質疑ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 これをもちまして、同意第5号についての質疑を終結いたします。

◇ 同意第5号 採決 ◇

●金盛議長 これより、同意第5号について、討論を行わず採決を行います。同意第5号について、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって同意第5号については、同意することに決定いたしました。

◇ 発委第3号 ◇

●金盛議長 日程第11、発委第3号、斜里町議会会議規則の一部を改正する規則について、を議題といたします。提出者からの説明を求めます。議会運営委員会佐々木委員長。

●佐々木議会運営委員会委員長 (発委第3号 内容説明 記載省略)

●金盛議長 説明が終わりました。発委第3号について質疑を受けます。ご質疑ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 これをもちまして、発委第3号についての質疑を終結いたします。

◇ 発委第3号 討論・採決 ◇

●金盛議長 これから発議第3号について討論採決を行います。発議第3号について討論ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから発委第3号について採決を行います。発委第3号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 異議なしと認めます。よって発委第3号については、原案のとおり可決されました。

◇ 意見案第6号 ◇

●金盛議長 日程第12、意見案第6号、高温・干ばつによる農作物被害への対策を求める意見書（案）、を議題といたします。提出者からの説明を求めます。若木議員。

●若木議員 （意見案第6号 内容説明 記載省略）

●金盛議長 内容説明が終わりました。意見案第6号について、質疑を受けます。ご質疑ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 これをもちまして、意見案第6号についての質疑を終結いたします。

◇ 意見案第6号 討論・採決 ◇

●金盛議長 これから、討論採決を行います。意見案第6号について討論ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、意見案第6号について採決を行います。意見案第6号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 異議なしと認めます。よって意見案第6号については、原案のとおり可決されました。

◇ 意見案第7号 ◇

●金盛議長 日程第13、意見案第7号、国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書（案）、を議題といたします。

議案の提出者であります宮内議員が欠席され、議場内に現在しておりませんので、賛成者の櫻井議員からの内容説明を求めます。櫻井議員。

●櫻井議員 （意見案第7号 内容説明 記載省略）

●金盛議長 内容説明が終わりました。意見案第7号について質疑を受けます。ご質疑ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 これをもちまして、質疑を終結いたします。

◇ 意見案第7号 討論・採決 ◇

●金盛議長 これから討論採決を行います。意見案第7号について討論ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 討論なしと認めます。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 これから、意見案第7号について採決を行います。意見案第7号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 異議なしと認めます。よって意見案第7号については、原案のとおり可決されました。

◇ 意見案第8号 ◇

●金盛議長 日程第14、意見案第8号、鉛弾の使用、流通や所持の禁止を求める意見書（案）、を議題といたします。提出者からの説明を求めます。櫻井議員。

●櫻井議員 （意見案第8号 内容説明 記載省略）

●金盛議長 内容説明が終わりました。意見案第8号について、質疑を受けます。ご質疑ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 これをもちまして、意見案第8号についての質疑を終結いたします。

◇ 意見案第8号 討論・採決 ◇

●金盛議長 これから討論採決を行います。意見案第8号について討論ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 討論なしと認めます。これから、意見案第8号について採決を行います。意見案第8号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 異議なしと認めます。よって意見案第8号については、原案のとおり可決さ

れました。

◇ 意見案第 9 号 ◇

●金盛議長 日程第 15、意見案第 9 号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）、を議題といたします。提出者からの説明を求めます。久野議員。

●久野議員 （意見案第 9 号 内容説明 記載省略）

●金盛議長 内容説明が終わりました。意見案第 9 号について質疑を受けます。ご質疑ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 これをもちまして、意見案第 9 号についての質疑を終結いたします。

◇ 意見案第 9 号 討論・採決 ◇

●金盛議長 これから討論採決を行います。意見案第 9 号について、討論ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、意見案第 9 号について、採決を行います。意見案第 9 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 異議なしと認めます。よって意見案第 9 号については、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第 36 号 ◇

●金盛議長 日程第 16、議案第 36 号、令和 3 年度斜里町一般会計補正予算（第 4 回）について、を議題といたします。内容説明を求めます。鹿野財政課長。

●鹿野財政課長 （議案第 36 号 内容説明 記載省略）

●金盛議長 内容説明が終わりました。議案第 36 号について質疑を受けます。ご質疑ございませんか。今井議員。

●今井議員 この資料の事業継続緊急支援事業なのですが、内容については、私、一般質問で聞いたとき、これ継続になっていますから、ほとんど基準が同じなのです。まず一つ、これ受け付けは 8 月、9 月ですから締切りは 11 月というふうになるのでしょうか。

●金盛議長 答弁保留のまま、暫時休憩といたします。再開を 3 時 35 分といたします。

休憩 午後 3 時 20 分

再開 午後 3 時 35 分

●金盛議長 休憩を解き、会議を開きます。保留中の答弁から、河井商工観光課長。

●河井商工観光課長 今回の8月、9月分の給付金の受付期間のご質問でございますが、10月28日、木曜日までを提出期限として案内する予定でございます。

●金盛議長 今井議員。

●今井議員 今、ちょっと聞こえなかったのですが、10月28日、わかりました。

右の表の上のほうを見ましたら、7月分までの実績で9月10日現在137件、町で見たのは140社程度を想定した部分で137件、約6千万円。当初を予定していたのは8千万円ですから、単純に9月10日現在で見ると、残り2千万円の3700万円という計算ができるのですが、これ4月から7月までの受け付けは9月末ですね。

●金盛議長 河井商工観光課長。

●河井商工観光課長 今回の4月から7月までの4カ月の分の受付は、9月9日で終わっております。

●金盛議長 今井議員。

●今井議員 ほぼこれで確定かなというふうに思うのですが、140社程度を想定しての137件ですから、ちょっと把握していないのですけれども、道や国の申請が余りなかったのかなというふうに思われるのですが、そこら辺はどうなのでしょう。

●金盛議長 河井商工観光課長。

●河井商工観光課長 これは業種によって大きく実は差があるのですけれども、国を使っている業種の方、あるいは道の支援金を使っている方がございまして、その辺はうまく、最適な、事業者によってどの組み合わせがいいかというのは、実は異なるのですけれども、そういうのをしっかりヒアリングしながら、商工会が調整していいものを申請してきているということでございまして、国や道の申請をされた方もそれなりの数いらっしゃいます。

ただし、それは月によって1カ月ごとが単位になっているので、例えば4月は町だけでも5月、6月が道、また7月が町だとかというふうにいろいろな組み合わせが実はございます。

その結果として、最終的には137ですが、最終的に138社で確定しております。138社に対して約6千万円を給付するということで内定しているところでございます。

●金盛議長 今井議員。

●今井議員 その部分はわかりました。3700万円ですから、1700万円加えて、先ほど言いましたが、それで、もし仮に予算をオーバーした場合、1700万円を加えて、それ以上申請してきた場合にはどういうふうになるのですか。

●金盛議長 河井商工観光課長。

●河井商工観光課長 ただ今の予算を超えた申請があった場合の取り扱いでございますが、予算を超えそうな段階で一旦受け付けを止めます。保留にいただきまして11月臨時

会議もしくは12月定例会議などで追加の補正をお願いしたいと考えております。

ただし、現在のところ、このままの状況でいきますと、予算的には足りる試算をしておりますので何とか3500万円程度で収まるのではないかとという試算をしております。

●金盛議長 今井議員。

●今井議員 おそらくそういう計算かなというふうに私も想像はしたのですが、なぜかと言ったら、4月から7月までの4カ月間、6千万円ですから、単純に2カ月で3千万円、今回残りの部分、これ延長して1700万円プラスすると3700万円ですから、おそらく、今、課長が回答していただきました、若干の残りが数百万円残るかなというふうに思うのです。

それで何とか、先ほど課長の答弁の中に、もし不測の場合は補正関係もありうるかなという部分で、この下の表の600万円未満、くどく私もうこれ言いますけれども、やはり小さな企業、飲食店関係、町長の回答の中では事業規模によってこういうふうに分類したのだと、その意味もわかります。しかしながらこれ、私、すごくこだわったのですが、600万円未満のところを、せめて二つぐらいに分けて、300万円以下と600万円以下、先ほどのいくらか、予算的には十分間に合うかなという部分で捉えていくと300万円以下は5万円だとか、600万円以下は10万円、5万円ずつ引き上げて、何とか上乗せできないだろうかなというふうに思うのですが、検討していただければ飲食店関係も非常に喜ぶかなというふうに思うのですが、いかがですか。

●金盛議長 河井商工観光課長。

●河井商工観光課長 一般質問のやりとりを私も聞いておりましたので経過は承知しておりますが、今回の8月、9月で申し上げますと、まず議員がご心配されている飲食店に関してなのですが、今回、緊急事態宣言が発令されておりますので、実は町の給付金を受ける飲食店の方というのは非常に少なく、最大43社の方が飲食店の中では受けたのですが、その8割以上の飲食店の方は、町の給付金を受けずに北海道の休業支援金というほうを受領する予定となっています。

その休業支援金が、実は町の給付金よりも非常に高額でございまして、1日あたり2万5千円以上給付されますので、今回30日以上緊急事態宣言がありますので、そういう意味では、逆に言えば80万円近い給付額を得られるという試算になっております。ですので、それは規模いかに関わらず2万5千円以上という規定になっておりますので、議員がご心配されている、小さい小規模の飲食店に関しましては、多くの8時以降営業を元々していた飲食店という限定されてしまうので、全ての方ではないのですけれども、8割以上の飲食店に関しては大体そこに該当してきますので、そういう意味では非常に規模いかに関わらず、比較的金額の大きい給付金を受領できる見込みとなっておりますので、そこはまずご理解いただきたいと思います。

その上で、それ以外の業種の小規模への事業者の方は、この表にありますとおり、50

0万円未満であれば5万円ということになります。これは年間換算すると60万円相当の給付額ということになりますので、それは売上げベースで言うと、売上げが600万円未満ですので、最終的に手元に残る利益率が、業種によってやや異なりますけれども、一般的には2割や3割だとすると比較的10%以上を、そういう意味では受け取れる計算になりますので、そういう意味では決して少ない額ではないというふうに理解しております。これは商工会と相当時間をかけて、この額を定めてきている経過がございますので、どうぞご理解いただきたいと思っております。

●金盛議長 今井議員。

●今井議員 それでは飲食店の7月までの42件、飲食店が42件というのは、申請が来ているではないですか。ということはある程度これは把握しているということですか、道の補助金を。私が耳にしているのは、1日2万5千円だとか、最低でも40万円、50万円、道の協力金というのか、飲食店に対しての。そういう部分の枠というのは分かるのですが、それではなぜこれ42件も町の申請、その月によって違うのですか。

●金盛議長 河井商工観光課長。

●河井商工観光課長 この42、最終数字はここだけがプラス1になり、審査の段階で1点保留になったのがあって、プラス1になりましたので、ここだけ43になって、合計138件なのですが、その43件は一度でも町の給付金を受領したという意味でございまして、この4カ月間のうちの1カ月でも貰えばカウントしています。

そういう意味で、多くの飲食店に関しましては、4月と7月の2カ月は町で受給し、5月と6月は、先ほど申し上げた休業支援金というのを受けておりますので、私のほうで把握しているのはあくまでその町のほうに、この方にいくら給付したという額は当然データとしては持っておりますが、道のほうに申請のお手伝いまでは商工会でしておりますので、その段階で恐らくしているはずで、それなりの額の支援を受けているという見込みで考えております。

ただ実際に、その飲食店の方が一人一人いくらの支援金を最終的に受領したのかというのは承知はしておりませんが、数十万円以上の金額に達しているはずだという理解をしているところでございます。

●金盛議長 若木議員。

●若木議員 町政報告の中の観光指標を見ますと、昨年は10月、11月に前年よりも非常に多い数値になっているということは、国の支援、Go Toトラベルなどがあったからかなと思うのですが、今、国内の状況でいきますとそういう経済対策というのがなかなか見えてこない中で、今後、この観光事業者については、どうなっていくのかなというのが大変心配なのですが、担当としては、その点についてどのように捉えられているか、教えてください。

●金盛議長 河井商工観光課長。

●河井商工観光課長 若木議員ご指摘のとおりでございます。昨年は5月を底に11月に向かって、いわゆるV字回復をいたしました。が、今年度に関しましてはそうではない状況です。

この後9月は緊急事態宣言に入りましたし、回復できるとすれば10月以降ということになりますが、現在そのような需要喚起、旅行回復の機運が醸成されている、世論的に醸成されているかということ、なかなか厳しいので、そういう意味では10月も、2年前を超えるような状況になるかと言ったら、ちょっと厳しい状況だと思います。

昨年度を振り返りますと、今回お盆明けから大体11月上旬ぐらいまで、G o T oによって非常にいい状況に、要は比較的、繁忙期に近い料金体系によって、10月、11月、要はショルダー期といいまして価格を安くしていくのではなくて、ほぼピークの状態の料金設定によって、お客様を受け入れることができたという、そういう意味で経営的には非常に貢献したのが昨年の9月、10月、11月だったのですが、そういう状況は現在見られませんので、議員ご指摘のとおり、今年度に関しては昨年度以上に恐らく厳しい、経営的には非常に厳しい状況に置かれているのではないかというふうに推測しているところでございます。

ただ現在進行中でございますので、これに対応する経済対策というのは残念ながら給付金しか受けておりません。それは承知しておりますが、もう少ししたら全貌が明らかになってくると思いますので、その辺を踏まえながら検討していきたいと考えております。

●金盛議長 若木議員。

●若木議員 今後出てくる国のいろいろな支援策というのも期待するのですが、去年のG o T oトラベルは本当に、大きい好影響を与えたと思うのですが、道内間の移動による旅行者というのは道内の発生状況を考えれば、移動があっても町民の感染リスクのアレルギーというのも少ないのではないかと思いますので、次の対策が出たときには道内の旅行者を迎え入れるような、そういうメニューというのですか、そういう斜里町の独自の支援というか、そういう迎え入れるものかどうかを考えてはどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

●金盛議長 河井商工観光課長。

●河井商工観光課長 議員ご指摘の趣旨は非常によく分かるのですけれども、現実問題といたしまして、こちらがお客様を選ぶような形で、この方たちにはこういう支援策をといるのを打ち出せるかということ、現状としてはなかなか厳しいというふうに考えております。

一般的に遠方の方のほうが消費額は大きいのが現状でございますので、道内の方に動いてもらうためには、そういう意味では比較的、高額な割引、あるいは何らかの支援が必要になる可能性が高いのですけれども、そういう意味では一泊当たりそれなりの支援をするというようなやり方を仮にとった場合は、相当額の原資がないとできないのが現状でございます。だとすると、そういうこともありましてトータル的には、まずはこういう事業支援金、給付金のような方法を選んできていますので、まずはここで落ち着くのを待ち、

その後のことは、その時々、国の施策がどうなるかもわかりませんので、その辺を踏まえて検討していきたいなと考えております。

●金盛議長 若木議員。

●若木議員 あともう一点なのですが、去年は町内の事業所の支援対策で、町民への商品券というか支援策があり、それによって町内の事業所へ町民が、いろいろ利用するという形での支援ができたと思うのです。今年はそういう支援がない中ですが、やはり町民の中では自粛ムードの中で外出というのは、かなり控えていたりしています。ですので、何かしらその事業所に町民が、やはり利用するようなものというの、一定の効果が去年はあったと私考えますので、そちらについても、このような長引く中では、さらなる支援を今後検討していくべきではないかと思うのですがその点はいかがでしょう。

（「関連」という声あり）

●金盛議長 桜井議員。

●桜井議員 私も今、若木議員のおっしゃった部分というのは、やはり考えていくべきだというふうに思います。

先に、今ここに計上されています事業継続の緊急支援事業というのは、当初の説明からも、やはり商工観光課のほうで思ったとおりという部分で、非常に使い勝手の良いものという評価を私は聞いております。

今後もその国や道の支援からあふれるというのですか、そこには組み込められないものというのが、このような形できめ細かくできるという部分は商工観光課が現状把握をしかりとされている結果だと思いますし、うちの町の規模で本当にできる温かいきめ細かい支援だというふうに理解しております。

一方で、ずっと言われている、おそらく昨年ぐらいにチカ旅クーポンをはじめとしていくつかのクーポンをやったときには、ウイズコロナという名前がありました。要するに名前とか、動きとか、私はそのウイズコロナの呼び名があまり好きではないのですが、でももうそろそろ、うちの町として今この状態であっても、これが抜け出してきたときには、やはりそういった方向性を持った事業というのは必要だと思います。

今、言ったように、地元の内需の拡大、地元の人たちが地元のところにお金を使って回すという循環というのは、やはりこれは今でも私はできるのではないかと思いますし、状況をもう少し見据えた段階で内部の人たちが、要するにこの域内の人たちだけでも、あるいは、近くの人たちだけ、それこそチカ旅という部分の動き、それと食べる部分ですね。そういった動きを喚起するということは、単に困っているから大変だからという支援とは違って、経済ですからお金を動かす、流すという部分が結構私は重要になってくるのではないかというふうに思っています。

こんな小さな町ですから、大きな経済喚起のお金を使ってというのは本当に無理だと思うのですが、一般住民の方々も、先ほど若木議員も言われたように非常に閉塞感を感じて

います。どこにも出かけられないという部分、出かけることがイコール楽しいとは思いませんけれども、やはりその消費喚起という部分では楽しいという思い、そして、この域内の安全対策、本当に完璧にやってきていても、これ以上やることはおそらくうちの町ではないのではないかとというぐらい感染症対策に関してはお金も使ってきました。

あとは、そこの中で動ける、そしてお金を使って、この閉塞感をここの中から打ち破っていくということも、私これからの時期だからこそ余計必要ではないかなというふうに思うのですけれども、そういう商工観光課としての今後の経済活動、活性化の動きという部分では、どのような考えを持っていますか。

●金盛議長 河井商工観光課長。

●河井商工観光課長 若木議員、櫻井議員、ほぼ同様のご質問と理解して答弁させていただきますが、今回のこの支援金の8月、9月の給付を決める直前までといいますか、このような町内向けの需要喚起策も検討しておりました。

商工会共々事業者の声を拾いますと、少なくともまんぷクーポンプラスですとか飲食店がそれなりの需要喚起効果があったという評価になっているようでございまして、そこをできないかという、残金を見ながらできないかという状況にはなっていたのですが、その後、緊急事態宣言があり、更にそれが延長になりということで8月、9月が前年、前々年を30%以上下回る事業者が非常に多くなりそうだということで、まず一旦こちらに全額を集めることにいたしました。

先ほど今井議員のご質問にお答えしましたが、今回の給付金の締め切りを、前回よりも2週間ほど期限を早めております。それは9月末の数字を、何とか10月の末までに何とか早めに出してくださいとお願いしたのは、その残金を見ながら、次の需要喚起に向けて資金、財源を早めに確定して、できれば11月臨時会議、もしくは12月定例会議で次の手を速やかに打ちたい、そのために早く給付額を確定したいということからでございます。

この給付金はほとんど皆さん締め切り間際に提出される方が多くて、金額が、予測が非常に直前にならないとわからないという状況がございますので、早めに、無理を承知で早めに出してくださいというお願いの仕方をしました。ですので、今回の3700万円の残金を見ながら、あるいは、今後の国の追加の支援があるかないかなども見ながら、次の経済対策、そこは若木議員、櫻井議員と同様の考え方を役場内で持っておりますので、それをどのタイミングで発動できるかというようなことを少しずつ考えながらいきたいと思います。それは国の交付金、国の施策、あるいはワクチンパスポートなど、こういった諸条件が必要だと思いますので、そういったものを、出そろうのを待ちながら速やかに対応していきたいという考えでございます。

●金盛議長 桜井議員。

●桜井議員 もう1点伺います。民生費の中で、老人福祉センターの修繕に関してなのですが、修繕をすることによって、利用は出来なくなるのでしょうか。出来なくなっ

たときの期間だとかそういった部分を詳しく教えてください。

●金盛議長 玉置保健福祉課長。

●玉置保健福祉課長 経過から申しますと、浴槽を通常４時に終わらして、排水をする。排水の時点で、その前の日まで、特に動いてなかった地下のピットのところに水がたまり出したということがございます。ですので、こちらのほうは浴室の下の配管が破損しているということになります。業者から見積りをいただいて協議をしておりますけれども、おおむね４日程度は、休止が必要なのではないかと、今のところ担当課としては見解を持っております。

●金盛議長 桜井議員。

●桜井議員 以前も委員会のほうで、福祉センターの浴室を見に行ったりしていましたから、利用という部分は、憩いの家の休止に伴って、利用者が多くなっているという現状は捉えています。この４日休止という部分でいきましたら、時間差だとかでやっていると思っていたのですが、これは浴室全部が使えないという形で、４日間入れない人が出るという、捉え方ですね。というか、４日間のうち利用者の半分ぐらいが今までのように使えないのだということではなく、例えば今、５０人が使ってたとしたら、４日間の中で５０人全員がお風呂に入れないという状況というふうに捉えていいのでしょうか。

●金盛議長 玉置保健福祉課長。

●玉置保健福祉課長 ただ今、桜井委員がおっしゃったとおり、我々もこれから連休に入るので、業者さんとも協議をしながら、いろいろ解決策はないかというふうに見てきたところなのですが、桜井議員がおっしゃるように、今の月曜日から金曜日までの利用者の方の中で、男湯だけ、女湯だけというのもシミュレーションをしてみたのですが、どちらにしろ、空けなければならないものですから、どちらのお風呂も使えないということで４日間は、休止になるという見込みで今動いております。

●金盛議長 他、ありませんか。

ないようですので、これをもちまして、議案第３６号についての質疑を終結いたします。

◇ 議案第３６号 ◇

●金盛議長 これから、議案第３６号について討論採決を行います。

議案第３６号について、討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第３６号について、採決を行います。議案第３６号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第３６号については、原案のとおり可決さ

れました。

ここで皆様にお知らせいたします。今、定例会議の日程につきましては、議会運営委員会委員長報告のとおり、次回の会議は10月7日に再開することといたします。

◇ 散会宣言 ◇

●金盛議長 本日は、これをもちまして、散会といたします。

午後4時2分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名する。

令和 年 月 日

斜里町議会議長

署名議員

斜里町議会議員

斜里町議会議員